

# 茨城県報 第6999号

昭和56年12月21日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

	ページ
●昭和56年度第4次自衛官募集期間等 (地方課) .....	1
●助産婦の登録 (医務課) .....	2
●新規土地改良事業の審査 (9件) (農地管理課) .....	2
●換地計画の適当決定 (2件) ( " ) .....	5
●土地改良法に基づく換地処分 ( " ) .....	6
●道路の区域決定 (2件) (道路維持課) .....	6
●道路の供用開始 (2件) ( " ) .....	7
●道路の区域変更 ( " ) .....	8
●道路の供用開始 ( " ) .....	8
●道路の区域変更 ( " ) .....	8
●都市計画事業の変更認可 (下水道課) .....	9
●土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所) .....	10

### (公安委員会)

●交通規制の一部改正 .....	10
------------------	----

### 公 告

●開発行為の工事完了 (4件) (建築指導課) .....	11
●道路位置の指定 ( " ) .....	12
●一時保護児童の所持物の保管 (3件) (児童相談所) .....	12

## 告 示

### 茨城県告示第1841号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条第117条及び第118条の規定による昭和56年度第4次募集期間並びに採用試験の期日及び試験場は次のとおりである。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

○ 男子 (2等陸士, 海士, 空士)

1 募 集 期 間 昭和57年1月1日から昭和57年3月31日まで

2 試 験 期 日 募集期間内毎日

3 試 験 場

自衛隊茨城地方連絡部 水戸市三の丸3-11-9  
TEL 0292-31-3315

同 日立出張所 日立市助川町1-1 日立市役所内  
TEL 0294-21-1524

同 水戸募集案内所 水戸市中央2-7-37 狩野ビル2階  
TEL 0292-26-9294

同 土浦募集事務所 土浦市富士崎1-17-3  
TEL 0298-21-6986

同 下館募集事務所 下館市菅谷町1013  
TEL 02962-2-7239

同 鹿島募集事務所 鹿島郡鹿島町大字宮中2151-1  
TEL 02998-2-6061

茨城県告示第1842号

保健婦、助産婦、看護婦法（昭和23年法律第203号）第55条の規定により、次のとおり助産婦の登録をした。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

登 年 月 日	種 別	登 録 番 号	住 所	本 籍	氏 名	生 年 月 日
56.12.8	助産婦	4522	筑波郡筑波町小田2498	茨城	小河原 美代	昭和5年 3月3日

茨城県告示第1843号

三和町長靄見和市から昭和56年9月29日付けで認可申請のあつた別当谷地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

別当谷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年12月24日から昭和57年1月13日まで

3 縦覧の場所 三和町役場

**茨城県告示第1844号**

三和町長蘆見和市から昭和56年9月29日付けで認可申請のあつた上片田地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

上片田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年12月24日から昭和57年1月13日まで

3 縦覧の場所 三和町役場

---

**茨城県告示第1845号**

瓜連町長生天目正から昭和56年11月12日付けで認可申請のあつた瓜連大塚地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

瓜連大塚地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年12月24日から昭和57年1月13日まで

3 縦覧の場所 瓜連町役場

---

**茨城県告示第1846号**

村田村外三ヶ村土地改良区が行おうとする下川中子芝間地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

下川中子芝間地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年12月24日から昭和57年1月13日まで

3 縦覧の場所 明野町役場

---

**茨城県告示第1847号**

村田村外三ヶ村土地改良区が行おうとする村田扇田地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 縦覧に供する書類

村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

村田扇田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年12月24日から昭和57年1月13日まで

3 縦覧の場所 明野町役場

**茨城県告示第1848号**

積水土地改良区が行おうとする駒羽根地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 縦覧に供する書類

積水土地改良区定款の写し

駒羽根地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年12月24日から昭和57年1月13日まで

3 縦覧の場所 総和町役場

**茨城県告示第1849号**

積水土地改良区が行おうとする磯部地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 縦覧に供する書類

積水土地改良区定款の写し

磯部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年12月24日から昭和57年1月13日まで

3 縦覧の場所 総和町役場

**茨城県告示第1850号**

八筋川開拓農業協同組合から昭和56年10月9日付けで認可申請のあつた八筋川第2地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

八筋川第2地区土地改良事業計画書写し  
土地改良事業施行規約の写し

2 縦覧の期間 昭和56年12月24日から昭和57年1月13日まで

3 縦覧の場所 東村役場

**茨城県告示第1851号**

八筋川開拓農業協同組合から昭和56年10月9日付けで認可申請のあつた八筋川第3地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

八筋川第3地区土地改良事業計画書写し  
土地改良事業施行規約の写し

2 縦覧の期間 昭和56年12月24日から昭和57年1月13日まで

3 縦覧の場所 東村役場

**茨城県告示第1852号**

昭和56年11月9日付けで認可申請のあつた小志崎地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年12月28日から昭和57年1月23日まで

3 縦覧の場所 大野村役場

## 茨城県告示第1853号

昭和56年11月9日付で認可申請のあつた荒井地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年12月28日から昭和57年1月23日まで

3 縦覧の場所 大野村役場

## 茨城県告示第1854号

昭和56年9月21日付け農管指令第517号をもつて認可した瀬戸井兵庫地区の換地計画については、換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 茨城県告示第1855号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、昭和56年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の員幅	延 長	備 考
405	県 道	八代庄兵衛 新田線	竜ヶ崎市八代町字白羽根14番地先から 竜ヶ崎市若柴町字鳥喰2048番地先まで	メートル 最大 60.00 最小 20.00	メートル 8,620.00	一部区域決定

**茨城県告示第1856号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。  
その関係図面は、昭和56年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の員幅	延 長	備 考
398	県 道	須田奥野谷線	鹿島郡波崎町大字砂山33-2番地から 鹿島郡神栖町大字奥野谷字上手6613-17番地まで	メートル 最大 39.00 最小 22.00	メートル 7,162.90	昭和49年10月4日認定

**茨城県告示第1857号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和56年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道須田奥野谷線
- 2 供用開始の区間  
鹿島郡波崎町大字砂山33-2番地から  
" 神栖町大字奥野谷字上手6613-17番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年12月21日

**茨城県告示第1858号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和56年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道深芝浜波崎線
- 2 供用開始の区間  
鹿島郡神栖町大字東和田39-2番地から  
" 波崎町大字砂山33-1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年12月21日

## 茨城県告示第1859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和56年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥野谷知手線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡神栖町大字東和田10から " " 大字知手 3104—3まで	旧	メートル 最大 25.00 最小 20.00	メートル 5,255.10	認定 昭和49年10月4日 区域決定 昭和54年3月5日
鹿島郡神栖町大字東和田 39—2番地から " " 大字知手字知手 3106—4番地まで	新	最大 39.20 最小 20.00	5,220.00	道路新設工事完成に よる区域変更

## 茨城県告示第1860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和56年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道奥野谷知手線
- 2 供用開始の区間  
鹿島郡神栖町大字東和田39—2番地から  
" " 大字知手字知手3106—4番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年12月21日

## 茨城県告示第1861号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和56年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男



- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 成田江戸崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡河内村大字金江津 字螺ヶ尻8929番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 12.50	112.20	
		最小 10.50		
稲敷郡河内村大字金江津 字螺ヶ尻8936番地先まで	新	最大 <small>メートル</small> 12.50	112.20	迂回路設置のための 区域変更
		最小 10.50		
		最大 <small>メートル</small> 11.90	117.57	
		最小 10.90		

**茨城県告示第1862号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 石岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
石岡都市計画下水道事業 石岡市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和50年2月24日から昭和62年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

石岡市東石岡三丁目、四丁目、東光台一丁目、三丁目、旭合一丁目、二丁目、三丁目、若宮一丁目、二丁目、四丁目、若松一丁目、二丁目、三丁目、府中三丁目、四丁目、五丁目、大字石岡字小山、字富田、字新池台、字駒込、字大谷津、字対馬塚、字愛宕下、字南町、字白久、字白久台、字箕輪下、字兵崎下、字高房、大字東大橋字深久保、字生板、大字東田中字角田、字山下、字御庵下の各一部

(2) 使用の部分

石岡市国府一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、府中一丁目、二丁目、三丁目、若宮一丁目、三丁目、旭台三丁目、東光台一丁目、二丁目、大字石岡字富田乙、字枇提、字白久、字白久台、字対馬塚、大字東田中字大谷津、字鴻巣の各全部

石岡市国府七丁目、若宮二丁目、四丁目、総社一丁目、二丁目、府中四丁目、五丁目、若松一丁目、二丁目、旭合一丁目、二丁目、東石岡二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、東光台三丁目、五丁目、大字石岡字大橋道西、字只砂、字東之辻、字並木東、字箕輪下、字高房、字貝地、字小山、字杉ノ井、字杉並西、字兵崎、字兵崎下、字駒込、字新池台、字大谷津、字大谷

津下, 字宮部, 字館下, 字富士下, 字愛宕下, 大字東田中字並松, 字松岸, 字二番山, 字又子山, 字十三, 字外山, 字五番山, 大字東大橋, 字深久保, 字生板の一部

茨城県告示第1863号

常陸太田市稲木町1161番地の2に事務所を置く稲木土地改良区から, 次のとおり役員が就任した旨, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届け出があつたので, 同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和56年12月21日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 塙 善 行

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
常陸太田市稲木町1117-2	理 事	沢 幡 得 市	
" " 1625	"	岡 崎 孝 雄	
" " 1672	"	石 井 嘉 滋	
" " 1134	監 事	小 林 信 三 郎	

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第39号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項の規定により茨城県公安委員会が行う交通規則(昭和45年茨城県公安委員会告示第9号)の一部を次のように改める。

昭和56年12月21日

茨城県公安委員会委員長 飯 塚 一 雄

別表第一 笠間警察署管内の表中83の項の次に次のように加える。

84	(県) 石岡, 笠間	西茨城郡友部町大字南小泉1718番の1先	南 小 泉
85	(県) 水戸, 岩間	西茨城郡友部町大字住吉1568番の2先	住 吉 団 地 入 口

同表 菅谷警察署管内の表中36の項の次に次のように加える。

37	(国) 118号	那珂郡那珂町大字飯田2379番地	上 新 田
----	-------------	------------------	-------

同表 日立警察署管内の表中211の項の次に次のように加える。

212	(国) 245号	日立市久慈町1丁目4番23号先	久 慈 町 1 丁 目
-----	-------------	-----------------	-------------

同表 鹿島警察署管内の表中142の項の次に次のように加える。

143	町 道	鹿島郡神栖町大字奥野谷5755番先	浜	野
-----	-----	-------------------	---	---

同表 麻生警察署管内の表中72の項の次に次のように加える。

73	町 道	行方郡潮来町あやめ1丁目7番の16先	潮	来	駅	前
----	-----	--------------------	---	---	---	---

同表 江戸崎警察署管内の表中45の項の次に次のように加える。

46	(県) 竜ヶ崎 潮 来	稲敷郡東村大字町田57番の1先	町 田	公 民 館	入 口
----	-------------------	-----------------	-----	-------	-----

同表 下妻警察署管内の表中79の項の次に次のように加える。

80	(県) 高 崎 岩 井	結城郡八千代町大字高崎517番の1先	高	崎	橋
----	-------------------	--------------------	---	---	---

同表 結城警察署管内の表中47の項の次に次のように加える。

48	(県) 結 城 石 橋	結城市大字結城12122番の1先	松	木	合
49	(県) 結 城 岩 井	結城市大字鹿窪408番先	鹿		窪

## 公 告

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡内原町大字鯉淵字一の割1690の1

- 2 事業主の住所及び氏名

水戸市栄町2-7-2

鈴木 秀 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡岩瀬町大字長方字北辰海道159, 160

- 2 事業主の住所及び氏名

下館市大字女方502

杉 山 亟

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 行方郡牛堀町大字永山字葎場175の1, 177, 217の21

2 事業主の住所及び氏名  
 行方郡牛堀町大字永山字葎場217  
 常陽食品工業株式会社 代表取締役 越 川 勲

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 水戸市笠原町1209の9から1209の18まで

2 事業主の住所及び氏名  
 水戸市袴塚3丁目5-36  
 茨城交通株式会社 代表取締役 皆 川 貞 雄

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和56年12月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第425号	56.12.7	増田 福次	東京都北区十条 仲原1丁目26番 4号	鹿島郡大野村大字志崎 字高貝塚193番15	メートル 4.00	メートル 34.36
境土木指令 第513号	56.12.4	山本産業(株) (代)山本 久	埼玉県草加市北 谷町404-10	猿島郡総和町大字駒羽 根字元橋796-1	4.00	16.60

●一時保護児童の所持物の保管

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件  
 中下記の物件を保管したから、返還請求権を有する者は申し出て下さい。

昭和56年12月21日

茨城県中央児童相談所長 小 室 尚 昭

- 1 申 出 の 期 間 昭和56年12月21日から昭和57年6月20日まで
- 2 申 出 の 場 所 茨城県中央児童相談所  
 水戸市三の丸1-3-17 電話水戸局 (0292) 21-4992
- 3 保 管 物

物 件 名	種 類 型 状	数 量	経 過
現 金	3,400円	100円硬貨24枚 50円硬貨20枚	56年10月29日日立署より通告 56年5月28日午前6時30分ごろ日立市森山町みかの原団地内路上に駐車中の車両4台から窃取したもの
中古自転車	カワムラ制黒色	1 台	56年11月18日勝田署より通告 10月9日午後6時30分ごろ勝田市本町常磐線勝田駅西口の自転車置場から窃取したもの

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件中下記の物件を保管したから、返還請求権を有するものは申し出て下さい。

昭和56年12月21日

茨城県土浦児童相談所長 宇佐美 乙子

- 1 申出の期間 昭和56年12月21日から昭和57年6月20日まで
- 2 申出の場所 茨城県土浦児童相談所  
土浦市中高津2丁目10番50号 電話 0298-23-0652

3 公 告 物 件

物 件 名	種 類 型 状	数 量	経 過
現 金	5,000円札1枚 1,000円札3枚	8,000円	昭和56年11月27日土浦警察署より通告 昭和56年8月17日午前10時40分ごろ土浦市大和町イトーヨーカドー土浦店地下食品売場において氏名不詳の主婦よりバッグ(現金8,000円在中)1個を窃取したもの
現 金	100円硬貨11枚 50円硬貨2枚 10円硬貨3枚	1,230円	同上土浦警察署より通告 昭和56年8月1日午後3時ごろ土浦市大岩田土浦水郷プール内において被害者不詳のバック内より現金1,230円を窃取したもの

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件中下記の物件を有するものは申し出て下さい。

昭和56年12月21日

茨城県下館児童相談所長 高 田 愛 雄

- 1 申出の期間 昭和56年12月21日から昭和57年6月20日まで
- 2 申出の場所 茨城県下館児童相談所  
下館市大字玉戸1336-16 電話 02962-4-1614

## 3 保 管 物

物 件 名	種 類 型 状	数 量	経 過
中古自転車	カタクラミニサ イクルみどり色	1	昭和55年11月22日ごろ栃木県久下田駅前 で窃取したもの

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 200 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県  
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所